

委任 宅建 S63-04-3 《#771》

【問】 正誤をつけよ。

委任は、原則として各当事者がいつでもこれを解除することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 委任の解除 【★基礎必須】

- 1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。（解約告知）
- 2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。
 - 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
 - 二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。（民法 651 条）